附則第五十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　停止の解除を受けようとする年金の年金証書

三　前項第三号の年金の年金証書又はこれに準ずる書類の写し

四　前項第三号の年金がその全額につき支給を停止されていることを証する書類

五　加給年金額の対象者があるときは、その者と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

六　加給年金額の対象者があるときは、その者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができる書類（障害共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者にあっては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類）

七　加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、厚生労働大臣が指定する者以外のものがあるときは、その障害の状態に関する診断書

八　障害共済年金又は遺族共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者であって、厚生労働大臣が指定する者以外のものにあっては、その障害の状態に関する診断書

九　遺族共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者であって、厚生労働大臣が指定する者にあっては、その者と組合員又は組合員であった者との続柄を明らかにすることができる書類

附則第五十条に次の一項を加える。

5　第一項の申請は、国民年金法第二十条第二項（昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定による支給停止の解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び第二項の規定により第一項の申請書に添えなければならないこととされた書類等のうち国民年金法第二十条第二項の規定による支給停止の解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

附則第五十一条第一項第一号中「受給権者の」の下に「住所、」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　加給年金額の対象者である子があるときは、その者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨

附則第五十一条第一項第四号中「名称及び当該年金の」を削り、同条第二項中「同項第四号の年金の年金証書又はこれに準ずる書類の写し」を「次の各号に掲げる書類等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　停止の解除を受けようとする年金の年金証書

三　加給年金額の対象者である子があるときは、その者と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

四　加給年金額の対象者である子があるときは、その者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができる書類

五　加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、厚生労働大臣が指定する者以外のものがあるときは、その障害の状態に関する診断書

六　前項第四号の年金の年金証書又はこれに準ずる書類の写し

附則第五十一条第三項第一号中「受給権者の」の下に「住所、」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　削除

附則第五十一条第三項第四号中「名称及び当該年金の」を削る。

附則第五十一条の二第一項中「法第三十六条第三項の規定により年金を支払う月（以下この項において「支払期月」という。）の前月において」を「毎月」に改め、「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、「により当該支払期月に支給する」を「による」に改め、「（廃止前農林共済法又は旧制度農林共済法による年金の全額につき支給の停止を受けている者及び附則第五十二条第一項の規定により同項の届書を提出しなければならない者を除く。）」及び「（住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第五十一条の三第一項第一号中「、性別」を削る。

附則第五十二条の見出し中「身上報告」を「届出」に改め、同条第一項中「（廃止前農林共済法第三十八条第一項又は第四十三条第一項に規定する加給年金額の計算の基礎となる配偶者又は子をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「、性別」を削り、同項第三号中「、生年月日及び基礎年金番号並びにその者と受給権者との続柄」を「及び生年月日並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨（障害共済年金の受給権者にあっては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨）」に改め、同項第四号中「、生年月日及び基礎年金番号並びにその者と受給権者との続柄」を「及び生年月日並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨」に改め、同条第二項中「指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等」を「加給年金額の対象者である障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものがあるときは、その障害の状態に関する診断書」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、退職共済年金又は障害共済年金が裁定され、その額が改定され、又はその支給の停止が解除された日以降一年以内に指定日が到来するときは、これを適用しない。

附則第五十二条の三に次の一項を加える。

2　厚生年金保険法施行規則第三十条の五の二第二項の規定は、前項の申出について準用する。

附則第五十二条の四第一項第五号中「、生年月日及び基礎年金番号並びに」を「及び生年月日」に改め、「続柄」に下に「並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨（障害共済年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあっては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　厚生年金保険法施行規則第三十条の五の三第三項の規定は、第一項の申出について準用する。

附則第五十三条の見出し中「異動報告」を「異動の届出」に改め、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当したときは、その旨並びに」を「氏名を変更したときは、十日以内に、」に改め、「、氏名」の下に「、変更前の氏名」を加え、「それぞれ当該」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　年金証書

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

附則第五十三条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「受給権者」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報の提供を受けることができる受給権者を除く。）」を加え、「その旨並びに住所、氏名」を「十日以内に」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。